

令和8年度 八戸市グリーン購入調達指針



令和8年4月

■ 目次

■ 定義	1
■1 共通の判断基準	3
■2 紙類	4
■3 文具類	5
■4 オフィス家具等	8
■5 画像機器等	10
□ コピー機等、プリンタ等、ファクリミリ、スキャナ	10
□ プロジェクタ	12
□ トナーカートリッジ、インクカートリッジ	13
■6 電子計算機等	15
□ 電子計算機	15
□ 磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア	16
■7 オフィス機器等	18
■8 移動電話等	20
■9 家電製品	21
□ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	21
□ テレビジョン受信機	22
□ 電気便座	23
□ 電子レンジ	23
■10 エアコンディショナー等	24
□ 家庭用エアコン、業務用エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	24
■11 温水器等	26
■12 照明	28
□ 照明器具	28

□ ランプ	29
■13 自動車等.....	30
□ 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ.....	30
□ 乗用車用タイヤ.....	31
□ 2サイクルエンジン油	31
■14 消火器.....	33
■15 制服・作業服等	34
■16 インテリア・寝装寝具.....	36
■17 作業手袋.....	39
■18 その他繊維製品.....	40
■19 災害備蓄用品.....	42
□ 飲料水・食料(災害備蓄用品)	42
□ 生活用品・資材(災害備蓄用品)	43
■20 ごみ袋等	45
□ プラスチック製ごみ袋.....	45

■ 定義

◎定義

【①重点品目】

重点的に調達を推進すべき物品等の種類

【②判断基準】

重点品目に該当する物品等における選択のための基準

- ・ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
- ・ 重点品目ごとの判断基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
→より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、2段階の判断基準を設定

【2段階の判断基準の定義】

基準値 1	上位の基準値	判断基準において、2段階の判断基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	最低限の基準値	判断基準において 2 段階の判断基準を設定している場合に、グリーン購入に係る調達を行う最低限の基準として示すもの

【③配慮事項】

②の判断基準のほか、さらに配慮することが望ましい事項

- ・ 現時点で判断基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

○備考

- ・ 重点品目等の購入の際は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月改定）」（以下「国等の基本方針」という。）に定める判断の基準もしくは公益財団法人日本環境協会が認定した「エコマーク」等の環境ラベル等を判断基準とする。
- ・ 設備や役務、本調達指針に記載のない調達物品であっても、国等の基本方針に定める判断の基準もしくは公益財団法人日本環境協会が認定した「エコマーク」等の環境ラベル等を判断基準とし、グリーン購入に努める。

■ 定義

用語の定義(主要なものを抜粋)

用語	グリーン購入法における定義
古紙	市中回収古紙及び産業古紙
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。)
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。)
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク)。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの(いわゆる「仕込損紙」)。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
古紙パルプ配合率	古紙パルプ配合率 = 古紙パルプ / (バージンパルプ + 古紙パルプ) × 100 (%) パルプは含水率10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。
再生プラスチック	使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品
再生 PET 樹脂	PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの
特定の化学物質	鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル
環境負荷低減効果が確認されたもの	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め、定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA(ライフサイクルアセスメント) 専門家等による環境負荷低減効果が確認されたもの
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティを評価・認証する仕組みに基づくこと。
バイオベース合成ポリマー含有率	プラスチック重量/繊維部分全体重量に占める、バイオマスプラスチック/合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合
故繊維	使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等
故繊維から得られるポリエステル繊維	故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維
未利用繊維	紡績時に発生する短繊維(リントー等)等を再生した繊維
反毛繊維	故繊維を綿状に分解し再生した繊維
フロン類	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質
地球温暖化係数	地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値
主要材料	製品の構成材料として製品重量の50%以上を占める材料
大部分の材料が金属類	製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるもの

■1 共通の判断基準

◆共通の判断基準

<p>原材料に鉄鋼が使用された物品</p>	<p><基準値1> 個別の重点品目に係る判断基準(2段階基準が設定されている品目は基準値2)を満たしたうえで、次の①及び②の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ① 鉄鋼に係る削減実績量が付されていること。 ② 鉄鋼に係る定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。</p>
-----------------------	---

◇配慮事項

<p>○ 温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。</p>

■2 紙類

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク認定品(NO.106,107,108)は、グリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価値が80以上 ● バージンパルプの合法性の担保 ● 総合評価値・内訳の表示
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価値が80以上 ● 原料の持続可能性の担保(※注 以外の原料の不使用) ● バージンパルプの合法性の担保 ● 総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供
フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙	<ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率70%以上 ● 白色度70%程度以下(フォーム用紙) ● バージンパルプの合法性の担保 ● 塗工量が両面で12g/m²以下(フォーム用紙) ● 塗工量が両面で20g/m²以下、片面12g/m²以下(インクジェットカラープリンター用塗工紙)
トイレトペーパー ティッシュペーパー	<p>以下のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率100% ● エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

※注 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ、その他の持続可能性を目指したパルプ

◇配慮事項

- 総合評価値がより高いこと。(塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用)
- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いこと。(コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用)
- バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いこと。(トイレトペーパー、ティッシュペーパーを除く)
- 製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。(トイレトペーパーに適用)
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。(トイレトペーパー、ティッシュペーパーに適用)
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

■3 文具類

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク認定品(No.112)は、グリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

次のいずれかの要件を満たすこと。

- 文具類共通基準※又は個別基準を満たすこと。
*主要材料に木質又は紙が含まれる場合(古紙パルプ配合率100%品を除く)は、合法性の確認が必要
- エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
- 認定プラスチック使用製品であること(クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーに適用)。

※文具類共通基準

【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】

- プラスチック重量比で再生プラスチック配合率40%以上(ポストコンシューマ材料は20%以上)又はバイオマスプラスチックを使用

【金属を除く主要材料が木質の場合】

- 間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用

【金属を除く主要材料が紙の場合】

- 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率50%以上
- バージンパルプの合法性の担保

【大部分の材料が金属類の場合】

- 原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化
- 異種材料間の易分解性(安全性の観点から必要性のある部品を除く)

【共通基準が適用される品目】

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、マーキングペン、鉛筆、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー(汎用型以外)、ステープラー針リムーバー、事務用修正具(液状)、製本テープ、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット(玉)、マグネット(バー)、テープカッター、パンチ(手動)、モルトケース(紙めくり用スポンジケース)、紙めくりクリーム、鉛筆削(手動)、OA クリーナー(液タイプ)、レターケース、マウスパッド、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、絵の具、墨汁、のり(液状)(補充用を含む。)、のり(澱粉のり)(補充用を含む。)、のり(固形)(補充用を含む。)、のり(テープ)、ファイル(プラ製・紙製以外)、バインダー(プラ製・紙製以外)、ファイリング用品、アルバム(台紙を含む。)、カードケース、パンチラベル、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ、額縁、缶・ボトルつぶし機(手動)、名札(机上用)、名札(衣服取付型・首下げ型)、鍵かけ(フックを含む。)

■3 文具類



【個別基準が適用される品目及び個別基準】	
品目	個別基準
ボールペン	● 共通基準に加え、芯が交換できること。
OA フィルター(枠あり)	● 共通基準を満たすこと、またはバイオマスプラスチックの使用 ● 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量比 50%以上使用
スタンプ台、朱肉、ステープラー(汎用型)、連射式クリップ(本体)、事務用修正具(テープ)、ブックスタンド、OA クリーナー(ウェットタイプ)、メディアケース、絵筆、ファイル(紙製)、バインダー(紙製)、つづりひも、タックラベル、インデックス、付箋紙、ごみ箱、リサイクルボックス、グラウンド用白線	【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】 ● 再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックの使用(ポストコンシューマ材料は35%以上) ※いずれもプラスチック重量比 *ステープラー(汎用型)は機構部分を除くプラスチック重量比 ● 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率70%以上 *メディアケースについては、スリムタイプも可 *グラウンド用白線については、再生材料が70%以上
ファイル(クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。)(プラ製、紙製) クリアーホルダー(プラ製、紙製) クリアーファイル(プラ製、紙製)	【プラ製】 ● 基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア.認定プラスチック使用製品であること。 イ.再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックの使用(ポストコンシューマ材料は20%以上) ※いずれもプラスチック重量比 【紙製】 ● 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率70%以上
けい紙、起案用紙、ノート	● 主要材料が紙の場合、古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率70%以上
クラフトテープ、両面粘着紙テープ、事務用封筒(紙製)	● 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率40%以上
窓付き封筒(紙製)	● 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率40%以上(窓部分は非適用) ● 窓部分のプラスチックフィルムについては、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用
布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	● テープ基材(ラミネート層を除くことができる)は、再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックの使用
OHP フィルム	● 再生プラスチック配合率30%以上 ● 再生プラスチック配合率30%以上又はバイオマスプラスチックの使用(インクジェット用の場合)
チョーク	● 再生材料10%以上

梱包用バンド	<p>【主要材料が下記のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率 100% ● ポストコンシューマプラスチックが25%以上 ※PET ボトルリサイクル品は除く
ダストブロー	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴射剤にフロン類が使用されていないこと
テープ印字機等用カセット	<ul style="list-style-type: none"> ● 文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ▶ 消耗品が交換できることの表示 ▶ 5 回以上繰り返し使用可能 ▶ 使用済み製品の回収システムの保有 ▶ 使用済み製品の部品の再資源化率95%以上
テープ印字機等用テープ	<ul style="list-style-type: none"> ● 文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ▶ テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること

◇配慮事項

- 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。
- 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 木材及びバージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- 間伐材、間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- プラスチック製の包装又は梱包材には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。

■4 オフィス家具等

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	JOIFA グリーンマーク
	
*エコマーク(No.130)認定品は、グリーン購入法に適合しています。	*JOIFA グリーンマーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	<p>【オフィス家具等 12 品目共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料ごとに定められた判断基準を満たす又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。保守部品又は消耗品が製造終了後 5 年以上の要件については、主要材料の種類を問わず全品目に適用。 <p>1-1.大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち収納庫・棚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棚板の機能重量が0.1以下(棚板のあるもの) ・ 単一素材分解可能率が90%以上 ・ リデュース、リサイクルに配慮された設計 <p>1-2.大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち、棚板のないもの及びディスプレイスタンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単一素材分解可能率が90%以上 ・ リデュース、リサイクルに配慮された設計 <p>3.主要材料がプラスチックのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上又はバイオマスプラスチックが25%以上かつバイオベースポリマー含有率が10%以上 <p>4.主要材料が木材のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ・ ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³h 以下 <p>5.主要材料が紙のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙パルプ配合率50%以上 ・ バージンパルプの合法性の担保
--	--

◇配慮事項

- 長期間の使用が可能な設計、再使用、再生利用が容易になるような設計であること。特に金属部分については、製品の長寿命化、省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- 原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。

■5 画像機器等

□ コピー機等、プリンタ等、ファクリミリ、スキャナ

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク(No.155)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

国際エネルギースタープログラム(エネスタ)



*国際エネルギープログラムの画像機器(Ver.3.0)適合機種は、グリーン購入法の消費電力に係る判断基準を満たしています。(コピー機、リユース機、プロ用機器は、Ver.2.0を適用)

◆重点品目及びその判断基準

コピー機	共通基準を満たすことに加えて、品目ごとの個別基準を満たすこと。
複合機	【共通基準】
拡張性のあるデジタルコピー機	基準値1は下記の1～5の要件、基準値2は下記の2～5の要件を満たすこと。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)の算定・開示 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 製品の回収・リサイクルシステムの保有等 4. 少なくとも25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用(資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用) 5. 紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能
	【個別基準】
	<p>○複合機 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) ※国等の基本方針の表2-1～表5は、国際エネルギースタープログラム(Ver.3.0)の基準。</p>
	<p>※リユースに配慮した複合機及びプロ用複合機については、経過措置適用により Ver.2.0を満たすことにより(表6-1及び表6-2)。</p>
	<p>○コピー機・拡張性のあるデジタルコピー機 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.2.0) ※国等の基本方針の表1-1～表1-3は、国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)の基準</p>

<p>プリンタ プリンタ複合機</p>	<p>次の1～6の要件を満たす又は7の要件を満たすこと。 1. 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) 2. 紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下 4. 少なくとも部品の一つへの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用 5. ポストコンシューマプラスチック部品又は再使用プラスチック部品を5g以上使用 6. ポストコンシューマプラスチック部品又は再使用プラスチック部品をプラスチック重量の1%以上使用 7. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること ※4～6のプラスチックに係る項目はインパクト方式の機器には非適用</p>
<p>ファクシミリ</p>	<p>次の1～3の要件を満たす又は4の要件を満たすこと。 1. 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.2.0) 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下 3. 少なくとも部品の一つへの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用 4. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p>
<p>スキャナ</p>	<p>次の1～3の要件を満たす又は4の要件を満たすこと。 1. 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下 3. 少なくとも部品の一つへの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用 4. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p>

◇配慮事項

- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること(コピー機等3品目に適用)。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。(プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナに適用)
- 電池には、カドミウム化合物、鉛化合物、水銀化合物が含まれないこと。
- 部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること(コピー機等に適用)。
- 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること(プリンタ等、ファクシミリに適用)。
- プラスチック部品が使用される場合には再生プラスチックが可能な限り使用されていること(ファクシミリに適用)。
- 紙の使用量を削減できる機能を有すること(コピー機等、プリンタ等に適用)。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。

□ プロジェクタ

参考となる環境ラベル等：エコマーク



*エコマーク(No.145)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

プロジェクタ	<p>○次の1又は2のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>1. 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品本体の重量が、下記の基準値以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>光源</th> <th>タイプ</th> <th>5000lm 未満(単位:kg)</th> <th>5000lm 以上(単位:kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">固体 光源 以外</td> <td>一般品</td> <td>0.0012×lm×1.0×1.0</td> <td>0.0030×lm×1.0×1.0</td> </tr> <tr> <td>短焦点</td> <td>0.0012×lm×1.2×1.0</td> <td>0.0030×lm×1.2×1.0</td> </tr> <tr> <td>超短焦点</td> <td>0.0012×lm×1.5×1.0</td> <td>0.0030×lm×1.5×1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体 光源</td> <td>一般品</td> <td>0.0012×lm×1.0×2.0</td> <td>0.0030×lm×1.0×2.0</td> </tr> <tr> <td>短焦点</td> <td>0.0012×lm×1.2×2.0</td> <td>0.0030×lm×1.2×2.0</td> </tr> <tr> <td>超短焦点</td> <td>0.0012×lm×1.5×2.0</td> <td>0.0030×lm×1.5×2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 消費電力が、下記の基準値以下であること。</p> <p>【固体光源以外(単位:W)】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般品</td> <td>0.070×lm×1.0×1.0+85</td> </tr> <tr> <td>短焦点</td> <td>0.070×lm×1.1×1.0+85</td> </tr> <tr> <td>超短焦点</td> <td>0.070×lm×1.2×1.0+85</td> </tr> </tbody> </table> <p>【固体光源(LED、レーザー等)(単位:W)】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般品</td> <td>0.070×lm×1.0×1.5+85</td> </tr> <tr> <td>短焦点</td> <td>0.070×lm×1.1×1.5+85</td> </tr> <tr> <td>超短焦点</td> <td>0.070×lm×1.2×1.5+85</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ. 待機時消費電力が0.4W 以下であること(ネットワーク待機時は適用外)</p> <p>エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。</p> <p>オ. 保守部品又は消耗品の供給期間は、製品製造終了後5年以上であること。</p> <p>カ. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり含有情報が公表されていること。</p> <p>2. エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること。</p>	光源	タイプ	5000lm 未満(単位:kg)	5000lm 以上(単位:kg)	固体 光源 以外	一般品	0.0012×lm×1.0×1.0	0.0030×lm×1.0×1.0	短焦点	0.0012×lm×1.2×1.0	0.0030×lm×1.2×1.0	超短焦点	0.0012×lm×1.5×1.0	0.0030×lm×1.5×1.0	固体 光源	一般品	0.0012×lm×1.0×2.0	0.0030×lm×1.0×2.0	短焦点	0.0012×lm×1.2×2.0	0.0030×lm×1.2×2.0	超短焦点	0.0012×lm×1.5×2.0	0.0030×lm×1.5×2.0	一般品	0.070×lm×1.0×1.0+85	短焦点	0.070×lm×1.1×1.0+85	超短焦点	0.070×lm×1.2×1.0+85	一般品	0.070×lm×1.0×1.5+85	短焦点	0.070×lm×1.1×1.5+85	超短焦点	0.070×lm×1.2×1.5+85
光源	タイプ	5000lm 未満(単位:kg)	5000lm 以上(単位:kg)																																		
固体 光源 以外	一般品	0.0012×lm×1.0×1.0	0.0030×lm×1.0×1.0																																		
	短焦点	0.0012×lm×1.2×1.0	0.0030×lm×1.2×1.0																																		
	超短焦点	0.0012×lm×1.5×1.0	0.0030×lm×1.5×1.0																																		
固体 光源	一般品	0.0012×lm×1.0×2.0	0.0030×lm×1.0×2.0																																		
	短焦点	0.0012×lm×1.2×2.0	0.0030×lm×1.2×2.0																																		
	超短焦点	0.0012×lm×1.5×2.0	0.0030×lm×1.5×2.0																																		
一般品	0.070×lm×1.0×1.0+85																																				
短焦点	0.070×lm×1.1×1.0+85																																				
超短焦点	0.070×lm×1.2×1.0+85																																				
一般品	0.070×lm×1.0×1.5+85																																				
短焦点	0.070×lm×1.1×1.5+85																																				
超短焦点	0.070×lm×1.2×1.5+85																																				

◇配慮事項

- 光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。
- 可能な限り固体光源ランプが使用されていること。
- 可能な限り低騒音であること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 回収、再使用又は再生利用及びリサイクルされない部品の適正処理のシステムがあること。
- 長寿命化・省資源化、部品の再使用、リサイクル設計がなされていること。
- ハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること(筐体部分)。
- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- マニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

□ トナーカートリッジ、インクカートリッジ

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No132,142)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

<p>トナーカートリッジ インクカートリッジ</p>	<p>以下の1又は2のいずれかを満たすこと。</p> <p>1. 以下のア～キの基準を満たすこと。</p> <p>ア. 使用済カートリッジの回収システムがあること。</p> <p>イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トナーカートリッジ:60%以上 ・インクカートリッジ:40%以上 <p>ウ. 回収部品の再資源化率が95%以上であること。</p> <p>エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>オ. トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>カ. 特定調達物品の使用が可能であること。</p> <p>キ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと(トナーカートリッジに適用)。</p> <p>2. エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること。</p>
--------------------------------	--

■5 画像機器等

◇配慮事項




- 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること(クローズドリサイクルシステム)(トナーカートリッジに適用)。
- 各種システムの構築及び再資源化率を証明できる書類を備えていること。
- 各筐体部品は1種類のポリマーまたはポリマーブレンドで構成すること。25gを超えるプラスチック部品は、最大4種類までの分離可能なポリマーまたはポリマーブレンドで構成すること。
- 定量的環境情報の算定・開示は次のいずれかを満たすこと。
 - ア. カートリッジに係る定量的環境情報の算定・開示
 - イ. 本体機器と消耗品(カートリッジ)を含め、同一事業者が定量的環境情報算定・開示
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■6 電子計算機等

□ 電子計算機

参考となる環境ラベル等		
エコマーク		*エコマーク(No.119)認定品は、グリーン購入法に適合しています。
国際エネルギースタープログラム(エネスタ)		*電子計算機(クライアント型)については、国際エネルギースタープログラムのコンピュータ Ver.8.0 以上に適合する機種は、電子計算機の消費電力に係る判断基準を満たしています。
省エネラベリング制度		*電子計算機(サーバ型、クライアント型)については、省エネラベルの緑色のマークの製品は、消費電力に係る判断基準を満たしています。

◆重点品目及びその判断基準

電子計算機	1. エネルギー消費効率が、下記を満たすこと。 【サーバ型電子計算機】 省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) 【クライアント型電子計算機】 下記のいずれかを満たすこと。 ア. 省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) イ. 国際エネルギースタープログラム(Ver.8.0以上)の基準を満たすこと		
	区分	対象	エネルギー消費効率基準値(省エネ法)
	サーバ型	ネットワークを介してサービス等を提供するために設計されたもの	表1 
クライアント型	サーバ型以外のもの【デスクトップ、ノートブック、省スペース型デスクトップ、ネットブック等】	表2 	エネルギー消費効率基準値(エネスタ)  Ver.8.0 以上 国等の基本方針の表は 3-1~3-8 に対応
※ 表1 及び表2 は、国等の基本方針の「電子計算機」の表番号を指します。			
2. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること。			

■6 電子計算機等



	<p>3. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること(一般行政事務用ノートPCに適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶内蔵モデム、CD/DVD、BD ドライブ等は非搭載(カスタマイズ可能)であること。 ▶USB インターフェースが2つ以上あること。 ▶赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。 <p>4. 少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックが使用される場合に適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。サーバ型電子計算機には適用しない。
--	--




◇配慮事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命、省資源、再生利用しやすい設計であること。 ○ バッテリーの駆動時間が必要以上に長くないこと(一般行政事務用ノートPCに適用)。 ○ 再使用部品が可能な限り使用されていること。 ○ 再生プラスチック、バイオマスプラスチックが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ○ 再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ○ マニュアルやリカバリ CD が削減されていること。 ○ 簡易包装、包装材の回収及び再利用システムがあること。
--

□ 磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア

◆重点品目及びその判断基準

磁気ディスク装置	  省エネラベリング制度	<p>1. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率が下記の区分ごとの達成率基準値を満たすこと</p> <p>*省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断基準を満たしています。</p> <p>*磁気ディスク装置1台当たりのディスクドライブ搭載が12台以上のものは、基準を緩和しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">基準エネルギー消費効率 又は算定式</th> <th rowspan="2">トップランナー基準 達成率</th> </tr> <tr> <th>ディスクドライブ搭載数</th> <th>外形寸法</th> <th>ディスク枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1台</td> <td rowspan="3">-</td> <td>1枚</td> <td>$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2枚又は3枚</td> <td>$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>4枚以上</td> <td>$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2台以上 11台以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12台以上</td> <td>3.5型を含む構成</td> <td>-</td> <td>0.00213</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2.5型のみ構成</td> <td>-</td> <td>$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	区分			基準エネルギー消費効率 又は算定式	トップランナー基準 達成率	ディスクドライブ搭載数	外形寸法	ディスク枚数	1台	-	1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$	100%	2枚又は3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$	100%	4枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$	100%	2台以上 11台以下	-	-	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$	100%	12台以上	3.5型を含む構成	-	0.00213	80%	2.5型のみ構成	-	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$	50%
区分			基準エネルギー消費効率 又は算定式	トップランナー基準 達成率																															
ディスクドライブ搭載数	外形寸法	ディスク枚数																																	
1台	-	1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$	100%																															
		2枚又は3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$	100%																															
		4枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$	100%																															
2台以上 11台以下	-	-	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$	100%																															
12台以上	3.5型を含む構成	-	0.00213	80%																															
	2.5型のみ構成	-	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$	50%																															

ディスプレイ	 	1. 国際エネルギースタープログラム基準適合 (Ver.8.0) * 国際エネルギースタープログラム基準適合機種は、消費電力に係る判断基準を満たしています。 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下かつ、含有情報の公表 3. 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰 * エコマーク認定品 (No.119) は、グリーン購入法に適合しています。
記録用メディア		【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上 * エコマーク認定品 (No.112) は、グリーン購入法に適合しています。 2. スリムタイプ又はスピンドルタイプ 3. バイオマスプラスチックの使用

◇配慮事項

<磁気ディスク装置、ディスプレイ>





- 回収、再使用、再生利用、適正処理のシステムがあること。
- 部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用部品、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと(磁気ディスク装置に適用)。
- プラスチック製の梱包又は包装への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用(磁気ディスク装置に適用)。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること(ディスプレイに適用)。

<記録用メディア>

- 原料の原木は持続可能な森林から産出されたものであること(間伐材又は再生資源を除く)。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

■7 オフィス機器等

◆重点品目及びその判断基準

シュレッダー		次の1及び2いずれかの要件を満たすこと。 1. 次の要件を満たすこと。 ア. 待機時消費電力 1.5W 以下 イ. 低電力モード又はオフモードへの移行時間は10分以下 ウ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと 2. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
デジタル印刷機		1. エネルギー消費効率の基準を満たす ※エコマーク認定品(No.133)は、グリーン購入法に適合しています。 2. 紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能 3. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
掛時計		【次のいずれかの基準を満たすこと】 1. 太陽電池式(蓄電機能付で一次電池不要) 2. 太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能 3. 一次電池が5年以上使用可能 ※エコマーク認定品(No.134)は、グリーン購入法に適合しています
電子式卓上計算機 (電卓)		1. 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの 2. 再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックが使用されていること 3. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
一次電池又は 小形充電式電池		1. 一次電池はアルカリ相当以上(マンガン電池は非適合) 2. 小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 ※JIS マーク製品のアルカリ電池以上の性能をもつ製品は、グリーン購入法に適合しています。

◇配慮事項

<p><シュレッダー></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。 ○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ○ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 再使用部品、又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ○ 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--

<デジタル印刷機>

- インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。
- 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用部品、又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。

ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<掛時計・電子式卓上計算機(電卓)>

- 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと(掛時計に適用)。
- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること(掛時計に適用)。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<一次電池・小形充電式電池>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■8 移動電話等

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.166)認定品(携帯電話・スマートフォン)は、グリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

携帯電話 PHS スマートフォン	次の1～10の要件を満たすこと、又は11を満たすこと。 1.ア又はイのいずれかを満たしていること(携帯電話及び PHSに適用) ア. 搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) イ. アプリケーションのバージョンアップが可能 2.OS の更新が可能であること(スマートフォンに適用) 3.環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 4.回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 5.再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 6.バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話は500サイクル以上、スマートフォンは800サイクル以上 7.バッテリーの長寿命化機能の搭載 8.バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有)の構築 ※スマートフォンについては、当面の間、消耗部品等の保有期限を3年以上で可とする 9.特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報を公表 10.再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウェブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合) 11.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
------------------------	--

◇配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 省電力化、充電器の待機時消費電力の省エネ化がなされていること。
- 希少金属類(レアメタル・レアアース)を減量・代替する取組がなされていること。
- 部品の修理システム、部品の保管システムがあること。
- 筐体へのハロゲン系難燃剤の使用が抑制されていること。
- 筐体又は部品に再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックを使用している場合)。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 製品の包装又は梱包への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックを使用している場合)

■9 家電製品

□ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫

参考となる環境ラベル等：統一省エネラベル・省エネラベリング制度



* 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫は、省エネラベル緑色のマーク製品のうち、2021 年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準達成率 100%以上の製品は判断基準の「基準値 2」を満たしています。

* 統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。

◆重点品目及びその判断基準

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	1. エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと。 【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】 基準値 1: 省エネ基準達成率105%以上 基準値 2: 省エネ基準達成率100%以上 【電気冷凍庫】 基準値 1: 省エネ基準達成率110%以上 基準値 2: 省エネ基準達成率100%以上 2. 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること(電気冷凍庫を除く)。
---------------------------	--


◇配慮事項

- 部品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 塗料は有機溶剤及び臭気が少ないものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

□ テレビジョン受信機


参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク(No.152)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

統一省エネラベル・省エネラベリング制度



*省エネラベル緑色の製品はグリーン購入法の判断基準を満たしています(2026年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準に基づく達成率基準値による)。
*統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。

◆重点品目及びその判断基準

テレビジョン受信機	<p>以下の1から3の要件、又は4の要件を満たすこと。</p> <p>1. エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準値を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">パネル種類及び画面素数</th> <th colspan="2">省エネ基準達成率／達成率基準値</th> </tr> <tr> <th>基準値1</th> <th>基準値2(判断基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液晶2K 未満</td> <td>100%以上</td> <td>75%程度以上(133/100)</td> </tr> <tr> <td>液晶2K 以上4K 未満</td> <td>—</td> <td>100%以上(100/100)</td> </tr> <tr> <td>液晶4K 以上</td> <td>100%以上</td> <td>80%程度以上(125/100)</td> </tr> <tr> <td>有機 EL</td> <td>100%以上</td> <td>88%程度以上(114/100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※付加機能を有するものは、機能ごとの想定消費電力量が許容される。 ※8K テレビは対象外。</p> <p>2. リモコン待機時の消費電力0.5W 以下であること。</p> <p>3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。</p> <p>4. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>	パネル種類及び画面素数	省エネ基準達成率／達成率基準値		基準値1	基準値2(判断基準)	液晶2K 未満	100%以上	75%程度以上(133/100)	液晶2K 以上4K 未満	—	100%以上(100/100)	液晶4K 以上	100%以上	80%程度以上(125/100)	有機 EL	100%以上	88%程度以上(114/100)
パネル種類及び画面素数	省エネ基準達成率／達成率基準値																	
	基準値1	基準値2(判断基準)																
液晶2K 未満	100%以上	75%程度以上(133/100)																
液晶2K 以上4K 未満	—	100%以上(100/100)																
液晶4K 以上	100%以上	80%程度以上(125/100)																
有機 EL	100%以上	88%程度以上(114/100)																

◇配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 製品の包装又は梱包における再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの可能な限りの使用、又はプラスチック代替素材の活用によるプラスチック使用量の削減。

□ 電気便座

参考となる環境ラベル等：統一省エネラベル



旧ラベル



新ラベル

新ラベル・旧ラベルともに、統一省エネラベルの年間消費電力量(kWh/年)を確認ください。

◆重点品目及びその判断基準


電気便座	・ 基準エネルギー消費効率が以下の数値を上回らないこと。		
	区分		基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)
	温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	貯湯式	172 kWh/年 以下
		瞬間式	87kWh/年 以下

◇配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 再使用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用または再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

□ 電子レンジ

◆重点品目及びその判断基準

電子レンジ		<ol style="list-style-type: none"> 1. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上達成 2. 待機時消費電力 0.05W 未満 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 <p>*省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断基準を満たしています。</p>
-------	---	--




◇配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 再使用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用または再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■10 エアコンディショナー等

□ 家庭用エアコン、業務用エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ

参考となる環境ラベル等

統一省エネラベル	JIS	省エネラベリング制度
		
<p>* 家庭用エアコンディショナーについては、統一省エネラベルのエネルギー消費効率を参考とします。業務用エアコンディショナーの統一ラベルはありません。</p>	<p>* ガスヒートポンプ式冷暖房機は、JIS 規格適合機種のうち、APFp1.07以上が適合となります。</p>	<p>* ストーブについては、省エネラベルが緑色の製品は判断基準を満たしています。</p>

◆重点品目及びその判断基準

家庭用エアコンディショナー	1. 表の区分ごとの判断基準を満たすこと。		
業務用エアコンディショナー	【家庭用エアコンディショナー】		
	区分	冷房能力	判断基準
	家庭用エアコン	28kW 以下	省エネ法達成率 100%
	【業務用エアコンディショナー】		
	区分	冷房能力	判断基準 基準値1
	業務用エアコン (ビル用マルチ以外)	28kW 以下	設定なし
	業務用エアコン (ビル用マルチ)	50.4kW 以下	省エネ法達成率 88%以上
		判断基準 基準値2	省エネ法達成率 88%以上
		省エネ法達成率 100%	省エネ法達成率 88%以上かつ冷媒の地球温暖化係数750以下
	2. 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。		
	3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	4. 業務用エアコンディショナーにあつては、常時監視システムを使用したものであること。		
ガスヒートポンプ式冷暖房機	1. 期間成績係数が1.07以上		
	2. オゾン層破壊物質不使用		
ストーブ	・ 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上		

◇配慮事項

<家庭用エアコンディショナー・業務用エアコンディショナー>

- 冷媒に可能な限り GWP の小さい物質が使用されていること。
- 製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさへの配慮及び情報開示がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<ガスヒートポンプ式冷暖房機>

- 冷媒に可能な限り GWP の小さい物質が使用されていること。
- 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- 再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<ストーブ>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■11 温水器等

参考となる環境ラベル等：統一省エネラベル、省エネラベリング制度

ヒートポンプ電気給湯器

ガス温水機器

石油温水機器



*省エネラベル緑色のものは、エネルギー消費効率達成率が100%以上の製品です

◆重点品目及びその判断基準

ヒートポンプ式 電気給湯器	<p>【家庭用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)達成率100%以上 ノンフロン機器であること <p>【業務用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 年間加熱効率が、加熱能力が20kW以下の場合は4.0、20kWを超える場合は3.5以上であること オゾン層破壊物質の使用禁止
ガス温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ハイブリッド給湯器は、年間給湯効率が108%以上 ガス瞬間湯沸器、ガスふろがま、ガス暖房機器については、エネルギー消費効率がそれぞれ下表1の基準(基準値1、基準値2)を満たすこと
石油温水機器	<ul style="list-style-type: none"> 基準値1は潜熱回収型石油温水機器であること 基準値2は、従来型石油温水機器に適用し、エネルギー消費効率が下表2の区分ごとの達成レベル以上であること
ガス調理機器	省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)達成率100%以上

表 1 ガス温水機器に係る判断基準【基準値 1 及び基準値 2】

区分		判断基準【エネルギー消費効率	
用途	通気方式	基準値 1	基準値 2
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	—	トップランナー基準の達成
	強制通気式	87%以上	トップランナー基準の97/100 (97%)
ガスふろがま	—	88%以上	トップランナー基準の94/100 (94%)
ガス暖房機器	—	92%以上	トップランナー基準の92/100 (92%)

表 2 従来型石油温水機器に係る判断基準及びトップランナー基準達成レベル【基準値 2】

区 分		判断基準【エネルギー消費効率】 (トップランナー基準達成レベル)	
用 途		加熱方式	
給湯用のもの	浴用 なし	瞬間形	トップランナー基準の 98/100 (98%)
		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 95/100 (95%)
	浴用 あり	瞬間形	トップランナー基準の 98/100 (98%)
		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 95/100 (95%)
暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 98/100 (98%)

◇配慮事項

<ヒートポンプ式電気給湯器>

- 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器>

- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■12 照明

□ 照明器具

◆重点品目及びその判断基準

LED 照明器具	<p>1. 固有エネルギー消費効率、平均演色評価数 Ra 及びモジュール寿命が下表の基準以上であること。</p> <p>・基準値1は、下記のいずれを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 固有エネルギー消費効率が下表の基準値1の数値以上 ▶ 基準値2を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネ効果の高い機能を付加 <p>・基準値2は、固有エネルギー消費効率が下表の基準値2の数値以上</p> <p style="text-align: center;">固有エネルギー消費効率の基準(単位:lm/W)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">LED 照明器具</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>ダウンライト</th> <th>高天井器具</th> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">昼光色、 昼白色、 白色</td> <td>基準値1</td> <td>144</td> <td>114</td> <td>156</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基準値2</td> <td>120</td> <td>95</td> <td>130</td> <td>105</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温白色、 電球色</td> <td>基準値1</td> <td>102</td> <td>96</td> <td>102</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基準値2</td> <td>85</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>90</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 平均演色評価数 Ra は80以上であること。(ダウンライト、高天井器具、投光器、防犯灯は70以上)</p> <p>3. LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。</p> <p>4. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。</p>	光源色	区分	LED 照明器具					一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯	昼光色、 昼白色、 白色	基準値1	144	114	156	—	—	基準値2	120	95	130	105	80	温白色、 電球色	基準値1	102	96	102	—	—	基準値2	85	80	85	90	対象外
光源色	区分			LED 照明器具																																			
		一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯																																	
昼光色、 昼白色、 白色	基準値1	144	114	156	—	—																																	
	基準値2	120	95	130	105	80																																	
温白色、 電球色	基準値1	102	96	102	—	—																																	
	基準値2	85	80	85	90	対象外																																	
LED を光源とした内照式表示灯	<p>1. 定格寿命が 30,000 時間以上であること。</p> <p>2. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。</p>																																						

◇配慮事項

- 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の機能があること (LED 照明器具)。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。(LED 照明器具)。
- 使用される塗料は有機溶剤及び臭気が少ないこと。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 再生プラスチックが使用されていること(LED を光源とした内照式表示灯)。

□ ランプ

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*電球形 LED ランプについて、エコマーク(No.150)認定品はグリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

電球形 LED ランプ	・以下のランプ効率、演色性能評価数(Ra)、定格寿命を満たすこと、 又はエコマーク認定基準若しくはそれと同等の基準を満たすこと。				
	光源色	ランプ効率		演色性 (Ra)	定格寿命
		E26/E17 口金 GX53 口金	左記以外		
	昼光色	110.0lm/W 以上	80 lm/W 以上	Ra70 以上	40,000 時間以上
	昼白色				
	白色				
	温白色	98.6 lm/W 以上	70 lm/W 以上	Ra70 以上	30,000 時間以上
電球色					
ビーム開き90度未満の反射形	-	50 lm/W 以上	Ra70 以上	30,000 時間以上	
※電源電圧 50V 以下、Ra90 以上、調光器対応機能付きの場合は、E26/E17 口金、GX53 口金以外の基準を適用。調光・調色対応ランプは基準値(最大消費電力時)から 5lm/W 緩和。					

◇配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- 包装は簡易であって、再生利用が容易・廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■13 自動車等

□ 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ

◆重点品目及びその判断基準

○下記の区分ごとの基準を満たすこと。

区分	判断基準	対応する 国等の基本方針の表
乗用車	電動車等であること(2段階の判断基準の設定なし) ・ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること ・カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150以下であること(令和8年度まで経過措置適用)	ハイブリッド自動車は表1(排ガス基準)及び表2(燃費基準)

区分	判断基準		対応する 国等の基本方針の表
	基準値 1	基準値 2	
小型バス	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 (2015年度燃費基準達成)	表1(排ガス基準) 表3(燃費基準)
小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 (2022年度燃費基準90%達成)	表1(排ガス基準) 表4-1(ガソリン, 軽油燃費基準) 表4-2(LPG)
バス等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 (2025年度燃費基準95%達成)	表5(燃費基準)
トラック等	電動車等		表6(燃費基準)
トラクタ	電動車等		表7(燃費基準)

※1 表1は国等の基本方針のガソリン(ハイブリッド自動車を含む)又はLPガスを燃料とする自動車の車種別の排出ガス基準、表2～表7は車種別・燃料種別の燃費基準

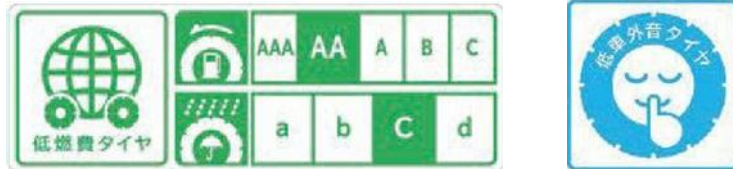
※2 排出ガス及び燃費に係る測定モードは国等の基本方針の表1～表4-1がJC08モード又はWLTCモード、表4-2が10・15モード、表5～表7がJH25モード(重量車モード)

◇配慮事項

- カーエアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。
- 長寿命化、省資源化、部品の再使用、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生材が可能な限り使用されていること。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維が可能な限り使用されていること。
- エコドライブ支援機能を搭載していること。

□ 乗用車用タイヤ

参考となる環境ラベル等：低燃費タイヤ統一マーク、低車外音タイヤマーク



*低燃費タイヤ統一マークは、AAA、AA、A の製品に貼付されており、AAA、AA はグリーン購入法の基準値1を、Aは基準値2を満たしています。

*低車外音タイヤマークが表示されているタイヤは、車外騒音性能に係る判断基準を満たしています。

◆重点品目及びその判断基準

1. 以下の転がり抵抗及びウェットグリップ性能を満たすこと。

基準値1：転がり抵抗係数 7.7 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。

基準値2：転がり抵抗係数 9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。

2. 車外騒音性能(通過騒音)が下表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。

断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値
185 以下	70
185 超 245 以下	71
245 超 275 以下	72
275 超	74

3. スパイクタイヤでないこと。

◇配慮事項

- 製品の長寿命化に配慮されていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

□ 2サイクルエンジン油

参考となる環境ラベル等：エコマーク



*エコマーク(No.110)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■13 自動車等

◆重点品目及びその判断基準

1. 生分解度が28日以内で60%以上であること
2. 魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/L以上であること

◇配慮事項

- 製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■14 消火器

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.127)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

消火器	<p>次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消火薬剤の40%以上が再生薬剤であること 2. 廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること
-----	--

◇配慮事項

- 材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 設置台、収納箱等への再生プラスチックの使用、使用後の回収、再使用、再生利用の実施。
- 塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 包装の単一素材化、簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■15 制服・作業服等

参考となる環境ラベル等:

エコマーク



エコ・ユニフォームマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。

*エコ・ユニフォームマーク貼付品は、グリーン購入法に適合しています(令和7年度基準)。

◆重点品目及びその判断基準

<p>制服 作業服 帽子</p>	<p>○基準値1は1及び2～7のいずれかを満たすこと。基準値2は2～7のいずれかを満たすこと。</p> <p>1. 次のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。</p> <p>イ. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>2. 再生 PET 樹脂由来ポリエステル繊維を、繊維部分重量比で50%以上使用</p> <p>3. 故繊維由来ポリエステル繊維を、繊維部分重量比で10%以上使用</p> <p>4. 故繊維由来ポリエステル繊維を除く、繊維製品由来の繊維が繊維部分重量比で5%以上使用</p> <p>5. 再生 PET 樹脂由来ポリエステル繊維をポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ再生利用繊維をポリエステル以外の繊維部分重量比で5%以上使用</p> <p>6. 植物由来合成繊維を繊維部分重量比で30%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率12%以上</p> <p>7. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
<p>靴</p>	<p>○基準値1は1及び2～7のいずれかを満たすこと。基準値2は2～7のいずれかを満たすこと。</p> <p>1. 次のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。</p> <p>イ. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。</p>

	<p>2. 再生PET樹脂由来ポリエステル繊維を、甲材の繊維部分重量比で50%以上使用</p> <p>3. 故繊維由来ポリエステル繊維を、甲材の繊維部分重量比で10%以上使用</p> <p>4. 故繊維由来ポリエステル繊維を除く、繊維製品由来の繊維が甲材の繊維部分重量比で5%以上使用</p> <p>5. 再生PET樹脂由来ポリエステル繊維を甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ再生利用繊維をポリエステル以外の甲材繊維部分重量比で5%以上使用</p> <p>6. 植物由来合成繊維を甲材の繊維部分重量比で30%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率12%以上</p> <p>7. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
--	--

◇配慮事項

<共通>

- 環境配慮設計がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<靴>

- 甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

■16 インテリア・寝装寝具

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています。

PET ボトルリサイクル推奨マーク



*上記マーク製品は、再生PET樹脂25%以上の基準を満たしています。

フレームマーク



*上記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

衛生マットレス



*上記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

◆重点品目及びその判断基準

<p>カーテン 布製ブラインド</p>	<p>○基準値1は1及び3～6のいずれかを満たすこと。 基準値2は2～6のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2.再生PET樹脂配合率が、繊維部分重量比で10%以上かつ回収・再使用・リサイクルされるためのシステムの保有 3.再生PET樹脂由来ポリエステル繊維を、繊維部分重量比で25%以上 ※ポリエステルが繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 4.故繊維由来ポリエステル繊維が、繊維部分重量比で10%以上 5.植物を原料とする合成繊維が、繊維部分重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 6.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
<p>金属製ブラインド</p>	<p>明度L*値が70.0以下の場合、日射反射率が40.0%以上、70.0を超え、80.0以下の場合には50.0%以上、80.0を超える場合は60.0%以上であること</p>
<p>タイルカーペット</p>	<p>○基準値1は1及び2又は3の要件を、基準値2は2又は3の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.次のいずれかの要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア.定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。 イ.製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2.未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上(製品全体重量比) 3.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

<p>タフテッドカーペット 織じゅうたん</p>	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上(製品全体重量比) 2.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
<p>ニードルパンチカーペット</p>	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上(製品全体重量比) 2.植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上(製品全体重量比) 3.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
<p>毛布</p>	<p>○基準値1は1及び2～4のいずれかを満たすこと。 基準値2は2～4のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2.再生PET樹脂配合率が繊維部分重量比で25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 3.故繊維由来ポリエステル繊維が繊維部分重量比10%以上 4.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
<p>ふとん</p>	<p>○基準値1は1及び2～4のいずれかを満たすこと。 基準値2は2～4のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2.ふとん側地又は詰物に使用されるポリエステル繊維は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア.再生PET樹脂配合率が繊維部分重量比50%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 イ.故繊維由来ポリエステル繊維が繊維部分重量比25%以上 3.再使用した詰物が80%以上 4.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
<p>ベッドフレーム</p>	<p>主要材料別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと。</p> <p>【主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上 <p>【主要材料が木材の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³h以下 <p>【主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保
<p>マットレス</p>	<p>○次の1～4の要件又は5の要件を満たすこと。</p>

■16 インテリア・寝装寝具

	<p>1.次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none">○詰物の再生 PET 樹脂配合率が繊維部分重量比25%以上○故繊維由来ポリエステル繊維が繊維部分重量比10%以上○植物を原料とする合成繊維が繊維部分重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 <p>2.フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維</p> <p>3.ホルムアルデヒドの放出量が75ppm 以下</p> <p>4.フロン類不使用</p> <p>5.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
--	--

◇配慮事項

<カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 環境配慮設計がなされていること。
- 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。(カーテン、布製ブラインドに適用)
- 可能な限り未利用繊維、反毛繊維が使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<金属製ブラインド>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<カーペット>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。(タイルカーペットを除く)
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。(タイルカーペットを除く)
- 環境配慮設計がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<ベッドフレーム>

- 修理及び部品交換、耐久性の向上等長期使用可能な設計、分解が容易等再使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 長期使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 紙、木質の原料として使用される原木は、持続可能な森林から産出されたものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。

<マットレス>

- 長期使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■17 作業手袋

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク認定品(NO.103)は、グリーン購入法に適合しています。



◆重点品目及びその判断基準

作業手袋	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が50%以上 2. 故繊維由来の繊維が50%以上 3. 未利用繊維が50%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 5. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
------	---

◇配慮事項

- 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。)
- 漂白剤を使用していないこと。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 環境配慮設計がなされていること。

■18 その他繊維製品

参考となる環境ラベル等 エコマーク 	PET ボトルリサイクル推奨マーク 
*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。	*上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断基準を満たしています。

◆重点品目及びその判断基準

集会用テント	○基準値1は1及び2～5のいずれかを満たすこと。 基準値2は2～5のいずれかを満たすこと。 1.製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2.再生 PET 樹脂配合率が繊維部分全体重量比 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 3.故繊維由来のポリエステル繊維が繊維部分全体重量比 10%以上 4.植物を原料とする合成繊維が繊維部分全体重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 5.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
ブルーシート	○基準値1は1及び2又は3の要件を満たすこと。 基準値2は2又は3を満たすこと。 1.次のいずれかを満たすこと。 ア. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。 イ. 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 2.再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用 3.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
防球ネット	【次のいずれかを満たすこと】 1.再生 PET 樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 2.再生 PET 樹脂配合率が10%以上かつ回収・再使用・リサイクルされるためのシステムの保有 3.故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 4.再生ポリエチレンが50%以上 5.植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 6.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

<p>旗 のぼり 幕(横断幕、懸垂幕)</p>	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.再生 PET 樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 2.再生 PET 樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有 3.故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 4.植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 5.植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 6.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
<p>モップ</p>	<p>【繊維(天然繊維及び化学繊維)を使用した製品については、次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.未利用繊維、リサイクル繊維、その他の再生材料の合計が 25%以上 2.製品使用後の回収及び再使用のためのシステムの保有 3.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

◇配慮事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。(集会用テント、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップに適用) ○ 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。(防球ネット、旗、のぼり、幕、モップに適用) ○ 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。(旗、のぼり、幕に適用) ○ 環境配慮設計がなされていること。 ○ 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■19 災害備蓄用品

□ 飲料水・食料(災害備蓄用品)

◆重点品目及びその判断基準

災害備蓄用飲料水	<ol style="list-style-type: none"> 1.賞味期限に係る次の基準を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア.基準値1は賞味期限が10年以上 イ.基準値2は賞味期限が5年以上 2.名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
アルファ化米 保存パン、乾パン	<ol style="list-style-type: none"> 1.賞味期限が5年以上 2.名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
レトルト食品等	<ol style="list-style-type: none"> 1.賞味期限が5年以上 2.賞味期限が3年以上かつ容器等の回収 3.名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
栄養調整食品 フリーズドライ食品	<ol style="list-style-type: none"> 1.賞味期限が3年以上 2.名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載

◇配慮事項



<災害備蓄用飲料水>

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
- 容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。
- 使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

<食料>

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

□ 生活用品・資材(災害備蓄用品)

参考となる環境ラベル等 エコマーク 	PET ボトルリサイクル推奨マーク 
＊エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、備蓄用作業服)。	＊上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断基準を満たしています(繊維関連製品)。

◆重点品目及びその判断基準

毛布 作業手袋 テント ブルーシート	○インテリア寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品の項を参照 ※毛布、作業手袋、テント、ブルーシートについては、令和8年度の国等の基本方針から通常品の判断基準も変更され、災害備蓄用品の判断基準と一部異なっている(作業手袋については通常品と同様の基準である)。														
備蓄用作業服	次のいずれかの要件を満たすこと。 1.再生プラスチックから得られる合成繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用 2.エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること														
一次電池 (単1形～単4形)	1.アルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) (JIS マーク製品) 2.使用推奨期限が5年以上														
非常用携帯燃料	1.品質保証期限が5年以上 2.名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造社名等の記載														
携帯発電機	1.排出ガスがエンジンの種別ごとの下記の基準値以下 ア.ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又は LP ガスを燃料として使用するものを含む。) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気量の区分</th> <th colspan="2">排出ガス基準値 (g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>HC+NOx</th> <th>CO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66cc 未満</td> <td>50</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">610</td> </tr> <tr> <td>66cc 以上 100cc 未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100cc 以上 225cc 未満</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>225cc 以上</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> 備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。	排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc 未満	50	610	66cc 以上 100cc 未満	40	100cc 以上 225cc 未満	16.1	225cc 以上	12.1
排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)														
	HC+NOx	CO													
66cc 未満	50	610													
66cc 以上 100cc 未満	40														
100cc 以上 225cc 未満	16.1														
225cc 以上	12.1														

■19 災害備蓄用品

	<p>イ.ディーゼルエンジンを搭載する発電機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">排出ガス基準値(g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>NMHC+NOx</th> <th>CO</th> <th>PM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5</td> <td>8</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。</p> <p>2.騒音レベルが98デシベル以下</p> <p>3.連続運転可能時間が3時間以上 (カセットボンベ型は1時間以上)</p>	排出ガス基準値(g/kWh)			NMHC+NOx	CO	PM	7.5	8	0.4
排出ガス基準値(g/kWh)										
NMHC+NOx	CO	PM								
7.5	8	0.4								
非常用携帯電源	<p>1.電気容量が100Wh以上であること</p> <p>2.保証期間または使用推奨期限が5年以上であること</p>									

◇配慮事項

<備蓄用作業服>

- 保管スペースの狭小化のため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<一次電池・非常用携帯燃料>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<携帯発電機>

- 燃料消費効率が可能な限り高いものであること。
- 使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。
- 製品の小型化及び軽量化が図られていること。
- 製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<非常用携帯電源>

- 分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

■20 ごみ袋等

□ プラスチック製ごみ袋

参考となる環境ラベル等：		
エコマーク	バイオマスプラスチックマーク	バイオマスマーク
		
*エコマーク(No.128 分類 E) 認定品は、グリーン購入法に適合しています。	*バイオマスプラスチックマーク 25%以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。	*バイオマスマーク25%以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。

◆重点品目及びその判断基準

プラスチック製ごみ袋	<p>1. 次のいずれかの要件を満たすこと。 次のア若しくはイのいずれかの要件、並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチック25%以上使用(バイオベース合成ポリマー含有率25%以上) イ. 再生プラスチック40%以上使用 ウ. 上記 1.ア又は 1.イに関する情報の表示 エ. プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用</p> <p>2. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
------------	--

◇配慮事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ○ バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ○ ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
